

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6181414号
(P6181414)

(45) 発行日 平成29年8月16日(2017.8.16)

(24) 登録日 平成29年7月28日(2017.7.28)

(51) Int.Cl.	F 1
A 6 1 K 8/37 (2006.01)	A 6 1 K 8/37
A 6 1 K 8/34 (2006.01)	A 6 1 K 8/34
A 6 1 Q 19/10 (2006.01)	A 6 1 Q 19/10

請求項の数 6 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2013-94302 (P2013-94302)
(22) 出願日	平成25年4月26日(2013.4.26)
(65) 公開番号	特開2014-214135 (P2014-214135A)
(43) 公開日	平成26年11月17日(2014.11.17)
審査請求日	平成28年4月22日(2016.4.22)

(73) 特許権者	000113470 ポーラ化成工業株式会社 静岡県袋井市愛野1234番地
(74) 代理人	100100549 弁理士 川口 嘉之
(74) 代理人	100126505 弁理士 佐貫 伸一
(74) 代理人	100131392 弁理士 丹羽 武司
(74) 代理人	100151596 弁理士 下田 俊明
(72) 発明者	中谷 明弘 静岡県静岡市駿河区弥生町6-48 ポーラ化成工業株式会社 静岡研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】水性クレンジング化粧料

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ヒドロキシカルボン酸エステルと、多価アルコールとを含有し、前記ヒドロキシカルボン酸エステルがクエン酸トリエチル、リンゴ酸ジイソステアリル、及び -ヒドロキシデカン酸メチルエステルから選択されることを特徴とする、水性クレンジング化粧料。

【請求項 2】

前記ヒドロキシカルボン酸エステルを化粧料全量に対して0.5質量%～20質量%含有することを特徴とする、請求項1に記載の水性クレンジング化粧料。

【請求項 3】

前記多価アルコールを化粧料全量に対して1質量%～50質量%含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の水性クレンジング化粧料。

【請求項 4】

前記ヒドロキシカルボン酸エステルと多価アルコールとの含有量の質量比が、2:1～1:50であることを特徴とする、請求項1～3の何れか一項に記載の水性クレンジング化粧料。

【請求項 5】

前記多価アルコールが、1,3-ブチレングリコール、1,2-ペンタンジオール、ブロパンジオール、エチレングリコール、プロピレングリコール、イソブレングリコール、ジプロピレングリコール、ジエチレングリコール、ジプロピレングリコール、グリセリン、ペニタエリスリトール、ジグリセリン、ポリグリセリンの1種又は2種以上から選択さ

10

20

れることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の水性クレンジング化粧料。

【請求項 6】

さらに、実質的にエタノールを含有しないことを特徴とする、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の水性クレンジング化粧料。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、水性クレンジング化粧料に好適な、クレンジング化粧料に関する。

【背景技術】

【0002】

クレンジング化粧料は、皮脂などに起因する脂汚れやメークアップ化粧料等を落とすのに用いられる化粧料であり、通常の脂溶性成分を落とすことに注力した、オイル分を高濃度に含有する油性クレンジング化粧料と、水洗いにより、水性汚れを落とすと共に油性汚れを落とすことをめざした、水性クレンジング化粧料の 2 種が存在する。油性クレンジング化粧料には油性汚れに対しては優れた洗浄力を発揮するという長所があるものの、使用感が油っぽく、水性汚れを落としにくいという欠点があり、水性クレンジング化粧料には使用感はさっぱり優れている、水性汚れを落としやすいという長所がある反面、落としうる油性汚れに限度があるという欠点がある。現在では、使用感を優先した水性クレンジング化粧料が主流となっている。即ち、使用感に優れ、油性、水性の汚れの何れも充分に使用性良く落とすことのできる水性クレンジング化粧料の開発が望まれていた。

【0003】

一方、従来の水性クレンジング化粧料においては、油性汚れを落とすために溶媒効果を期待してオイル分を含有させるために、界面活性剤をさらに含有させることが必要であり、そのような水性クレンジング化粧料がこれまでに多数知られているが（例えば、特許文献 1、特許文献 2、特許文献 3 を参照）、界面活性剤によるべたつきを解消することは困難であった。そのため、界面活性剤を含有しない水性クレンジング化粧料は、これまでに全く知られていなかった。

【0004】

【特許文献 1】特開 2010 - 70521 号公報

【特許文献 2】特開 2013 - 28542 号公報

【特許文献 3】特開 2011 - 132221 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、ヒドロキシカルボン酸エステルと、多価アルコールとを含有することを特徴とする、水性クレンジング化粧料を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、水性クレンジング化粧料を求めて、鋭意努力を重ねた結果、ヒドロキシカルボン酸エステルと、多価アルコールとを含有することを特徴とする水性クレンジング化粧料が、べたつきといった使用感に優れ、油性、水性の汚れの何れも充分に良く落とすことができ、洗い流しが良いことを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示すとおりである。

< 1 > ヒドロキシカルボン酸エステルと、多価アルコールとを含有することを特徴とする、水性クレンジング化粧料。

< 2 > 前記ヒドロキシカルボン酸エステルを 0.5 質量 % ~ 20 質量 % 含有することを特徴とする、< 1 > に記載の水性クレンジング化粧料。

< 3 > 前記多価アルコールを 1 質量 % ~ 50 質量 % 含有することを特徴とする、< 1 > 又は < 2 > に記載の水性クレンジング化粧料。

10

20

30

40

50

<4>ヒドロキシカルボン酸エステルが、クエン酸トリエチル、リンゴ酸ジイソステアリル、-ヒドロキシドデカン酸メチルエステル、乳酸ラウリル、乳酸ミリスチル、乳酸セチル、乳酸オクチルドデシル、クエン酸アセチルトリエチル、クエン酸アセチルトリプチル、クエン酸トリオクチル、クエン酸トリイソセチル、クエン酸トリオクチルドデシル、ヒドロキシステアリン酸2-エチルヘキシルの1種又は2種以上から選択されることを特徴とする、<1>～<3>の何れかに記載の水性クレンジング化粧料。

<5>前記多価アルコールが、1,3-ブチレングリコール、1,2-ペンタンジオール、プロパンジオール、エチレングリコール、プロピレングリコール、イソブレングリコール、ジブロピレングリコール、ジエチレングリコール、ジブロピレングリコール、グリセリン、ペニタエリスリトール、ジグリセリン、ポリグリセリンの一種又は二種以上から選択されることを特徴とする、<1>～<4>の何れかに記載の水性クレンジング化粧料。
10

<6>さらに実質的に界面活性剤を含有しないことを特徴とする、<1>～<5>の何れかに記載の水性クレンジング化粧料。

<7>さらに、実質的にエタノールを含有しないことを特徴とする、<1>～<6>の何れかに記載の水性クレンジング化粧料。

【発明の効果】

【0007】

本発明によれば、ヒドロキシカルボン酸エステルと、多価アルコールとを含有することを特徴とする、べたつきといった使用感に優れ、油性、水性の汚れの何れも充分に良く落とすことができ、洗い流しが良い水性クレンジング化粧料を提供することができる。
20

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

<本発明のヒドロキシカルボン酸エステル>

本発明の水性クレンジング化粧料は、必須成分としてヒドロキシカルボン酸エステルを含有することを特徴とする。ヒドロキシカルボン酸エステルとしては、1価アルコールの多価カルボン酸エステルが好ましく、その中ではクエン酸トリエチル、リンゴ酸ジイソステアリル、-ヒドロキシドデカン酸メチルエステル、乳酸ラウリル、乳酸ミリスチル、乳酸セチル、乳酸オクチルドデシル、クエン酸アセチルトリエチル、クエン酸アセチルトリプチル、クエン酸トリオクチル、クエン酸トリイソセチル、クエン酸トリオクチルドデシル、ヒドロキシステアリン酸2-エチルヘキシルの1種又は2種以上から選択されが好ましく、クエン酸トリエチルがさらに好ましい。本発明の水性クレンジング化粧料は、化粧料全量に対する含有量として0.5質量%～20質量%が好ましく、1質量%～10質量%がさらに好ましい。この範囲において、最も高い使用感、クレンジング効果及び洗い流し効果を奏する。
30

【0009】

<本発明の多価アルコール>

本発明の水性クレンジング化粧料は、必須成分として多価アルコールを含有することを特徴とする。多価アルコールとしては、1,3-ブチレングリコール、1,2-ペンタンジオール、プロパンジオール、エチレングリコール、プロピレングリコール、イソブレングリコール、ジブロピレングリコール、ジエチレングリコール、ジブロピレングリコール、グリセリン、ペニタエリスリトール、ジグリセリン、ポリグリセリンの1種又は2種以上から選択されが好ましく、1,3-ブチレングリコール、1,2-ペンタンジオール、プロパンジオールの1種又は2種以上から選択されがさらに好ましい。本発明の水性クレンジング化粧料における好ましい含有量は、1質量%～50質量%、より好ましくは、2質量%～10質量%である。この範囲において、最も高い使用感、クレンジング効果及び洗い流し効果を奏する。
40

【0010】

<本発明の水性クレンジング化粧料>

本発明の水性クレンジング化粧料は、上記2種の必須成分を含有することを特徴とする。本発明の水性クレンジング化粧料の必須成分であるヒドロキシカルボン酸エステルと多
50

価アルコールは、質量比として2:1~1:50の割合で含有することが好ましい。これはかかる質量比で本発明の水性クレンジング化粧料に含有せしめることにより、相溶性が良くなるためである。また本発明の水性クレンジング化粧料は、実質的に界面活性剤を含有しないことが好ましい。これによって、本発明の水性クレンジング化粧料はべたつきがなく、又皮膚への刺激を抑えることができるからである。さらに、本発明の水性クレンジング化粧料は実質的にエタノールを含有しないことが好ましい。エタノールを含有すると、界面活性剤と同様に皮膚への刺激が生じる場合があるためである。

【0011】

本発明の水性クレンジング化粧料は、直接ウォッシュオフで使用することもできるし、シート含浸型のふきとり化粧料としても使用できる。又、二層分離タイプの水相にも適用可能である。 10

【0012】

本発明の水性クレンジング化粧料は、化粧料で通常使用されている任意成分を本発明の効果を損なわない範囲において、含有することができる。

【0013】

このような任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボカド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデcanoール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン等のシリコーン油等の油剤類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類、グアガム、クインスシード、カラギーナン、ガラクタン、アラビアガム、ペクチン、マンナン、デンプン、キサンタンガム、カードラン、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、コンドロイチン硫酸、デルマタン硫酸、グリコーゲン、ヘパラン硫酸、ヒアルロン酸、ヒアルロン酸ナトリウム、トラガントガム、ケラタン硫酸、コンドロイチン、ムコイチン硫酸、ヒドロキシエチルグアガム、カルボキシメチルグアガム、デキストラン、ケラト硫酸、ローカストビーンガム、サクシノグルカン、カロニン酸、キチン、キトサン、カルボキシメチルキチン、寒天、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、カルボキシビニルポリマー、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリエチレングリコール等の増粘剤、表面を処理されていても良い、マイカ、シリカ、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類、ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類、バラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線 20 30 40 50

吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB₆塩酸塩、ビタミンB₆トリパルミテート、ビタミンB₆ジオクタノエート、ビタミンB₂又はその誘導体、ビタミンB₁₂、ビタミンB₁₅又はその誘導体等のビタミンB類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等、フェノキシエタノール等の抗菌剤等が好ましく例示できる。

【実施例】

【0014】

以下に、実施例を挙げて、本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明が、かかる実施例にのみ限定されることはいうまでもない。

【0015】

<実施例1～7>

下記に示す表1の処方に従って、本発明の水性クレンジング化粧料を作製した。即ち、表1に示す各成分を合わせ、本発明の水性クレンジング化粧料である実施例1～6、及び比較例1、2を作製した。

【0016】

【表1】

	質量%							
	実施例1	実施例2	実施例3	実施例4	実施例5	実施例6	比較例1	比較例2*
クエン酸トリエチル								
リンゴ酸ジイソステアリル	3	3	5	3	5	10		10
β-ヒドロキシデカン酸メチルエステル								
イソステアリン酸イソセチル								
1,2-ペンタジオール	5	5		5	5	3	3	
1,3-ブチレングリコール		3	4	3	3	5	5	
プロパンジオール	3		4					
水	89	89	87	89	87	82	82	90
クレンジング効果	○	○	◎	○	◎	◎	○	×
洗い流し	○	◎	○	◎	◎	◎	△	×
後肌のべたつき感	○	○	○	○	○	◎	×	×

*比較例2は2層になるので振って使用した。

【0017】

<試験例>

上記で得られた各実施例及び比較例の水性クレンジング化粧料について、クレンジング力、使用性について評価した。即ち、下記表2に示す処方のリップカラーを上腕内側部に2cm×4cmの大きさに塗り、この部位に実施例1～6及び比較例1、2の水性クレンジング化粧料を使用して評価した。尚、それぞれの水性クレンジング化粧料に対して独立に試験部位を設定して試験を実施した。評価項目はクレンジング効果、洗い流し効果、洗い流し後のべたつき感の3項目であった。評価の基準は、○：非常によい、◎：良い、△：やや良い、×：良くない、の4段階評価とした。結果を表1下段に示す。

【0018】

【表2】

	質量%
ポリエチレンワックス	10
カルナウバワックス	5
モクロウ	3
マイクロクリスタリンワックス	9
スクワラン	5
ひまし油	30
水添椰子油	20
ネオペンチルグリコールジイソオクタネート	9
顔料	9

【0019】

10

20

30

40

50

表1の評価結果より、本発明の水性クレンジング化粧料は、クレンジング効果、洗い流し効果、洗い流し後のべたつき感全てにおいて優れていることが判る。

フロントページの続き

審査官 駒木 亮一

(56)参考文献 特開2001-316218(JP,A)
特表2005-529159(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 61 K 8/00 - 8/99
A 61 Q 1/00 - 90/00